② Not come under Article 7 of the Handling detailed rule of contract clerical work of National Cancer Center ;

③ have a Grade A or B in “Construction work” for participating in tenders by Ministry of Health Labour and Welfare on Kanto-Koshinetsu Region

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 15 P.M. 7 December, 2015

⑻ Time-limit for tender : 1 : 30 P.M. 25 December, 2015

⑼ Contact point for the notice : National Cancer Center East, 6―5―1, Kashiwanoha, Kashiwa-shi, Chiba-ken, 277―8577, Japan. TEL 04―7133―1111 ext. 2327

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H27）愛宕山（運動施設地区）塁球場新設土木その他工事（その２）外１件に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

本公告に記載の工事は、競争参加資格審査申請書を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公示し、資格審査を実施する試行工事です。

なお、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体を結成することは認められません。

平成 27 年 10 月 16 日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　菅原　隆拓

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

1　工事名

①　岩国飛行場（H27）愛宕山（運動施設地区）塁球場新設土木その他工事（その２）

②　岩国飛行場（H27）愛宕山（運動施設地区）塁球場新設土木その他工事（その１）

2　工事場所　①～②山口県岩国市（岩国市愛宕山地区）

3　工事概要

①【土木工事】

・ソフトボール場新設　１面（東側）クレイ舗装約1,000㎡、人工芝舗装約4,000㎡

・外周歩道工事　約3,000㎡

・緑化舗装工事　約4,000㎡

下記建物に係る附帯土木工事（造成、舗装、給排水及び環境整備等）一式

・放送室新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約20㎡×１棟

・ダッグアウト新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約16㎡×２棟

【建築工事】

・放送室新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約20㎡×１棟

・ダッグアウト新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約16㎡×２棟

・附属建物等新設（自転車置場、スコアボード、照明柱、キュービクル置場、ゴミ置場）一式

【設備工事】

・ソフトボール場新設　１面（東側）照明（電光掲示板含む。）

上記の附帯電気、機械及び通信設備工事一式

②【土木工事】

・ソフトボール場新設　１面（西側）クレイ舗装約1,000㎡、人工芝舗装約4,000㎡

・外周歩道工事　約3,000㎡

・散水施設工事　一式

下記建物に係る附帯土木工事（造成、舗装、給排水及び環境整備等）一式

・放送室新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約20㎡×１棟

・ダッグアウト新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約16㎡×２棟

【建築工事】

・放送室新設　鉄筋コンクリート造２階建て　延べ面積　約20㎡×１棟

・ダッグアウト新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延べ面積　約16㎡×２棟

・附属建物等新設（自転車置場、スコアボード、照明柱、キュービクル置場）一式

【設備工事】

・ソフトボール場新設　１面（西側）照明（電光掲示板含む。）

上記の附帯電気、機械及び通信設備工事一式

4　工期　①～②平成29年３月31日まで。

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成27年10月16日から平成28年１月６日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233（内線554）

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成27年10月19日から同年11月５日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成27・28年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年10月15日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成27年11月５日正午以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

ア　防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において土木一式工事での級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　防衛省競争参加資格において土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,200点、代表者以外の構成員は990点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、ソフトボール場、野球場（グラウンド）又は陸上競技場（トラック又はフィールド）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。代表者以外の構成員は、平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、運動施設を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。